

せたがや若者ファンディング補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区子ども・若者基金条例（平成18年 3 月世田谷区条例第26号）第 1 条に規定する基金の設置目的を達成するためのせたがや若者ファンディング補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第 2 条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年 5 月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本区内において、子ども及び青年期の若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）であって、15歳以上かつ29歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（15歳のものにあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の 3 月 31 日時点で16歳に達しているものに限る。）（以下これらを「若者」という。）が主体となって取り組む地域活動に係る事業であって、地域活性化、地域課題等の解決につながることを目的としたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は補助事業としないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的な活動
- (3) 学校の授業及び教育活動の一環として行う活動
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めたもの

(補助金の交付を受けることができる者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象団体」という。）は、補助事業を行う団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 過半数が区内在住又は在勤若しくは在学若しくは世田谷区と包括連携協定を締結している大学（学部）に在学している若者であること。
- (2) 活動の目的が明らかであり、その補助に係る事業を主体的に行えるものであること。
- (3) 複数世帯で構成される団体であること。

- (4) 団体の運営に関する規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われていること。
- (5) 政治活動若しくは宗教活動又は営利を目的としないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体の構成員が、暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にあると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額とし、一の補助団体につき、200,000円を上限とする。

- (1) 物品等の購入費
- (2) 印刷製本費又は複写料金
- (3) 講師、出演者等に対する謝礼
- (4) 郵送、広告又は保険に係る経費
- (5) 会議室等の会場及び物品等の賃借料
- (6) デザイン等の委託料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助事業に要する経費としないものとする。

- (1) 個人を利することとなる事物に係る経費
- (2) 団体の事務所等の賃借料、光熱水費その他の経常的運営経費
- (3) 個人の所有に帰することとなる物品等の購入費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めたもの

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助対象団体に、必要書類を添えたせたがや若者ファンディング補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める日までに提出させるものとする。

（交付の決定及び通知）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、せたがや若者ファンディング審査会の審査結果を勘案して、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは決定した内容及びこれに付けた条件をせたがや若者フ

ファンディング補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときはその旨をせたがや若者ファンディング補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請をした補助対象団体に速やかに通知するものとする。

- 3 区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（交付申請の取下げ）

第8条 区長は、補助対象団体が、前条の規定による補助金交付の決定又は通知をする前に、申請を取り下げようとするときは、当該申請者に取り下げる理由を記載した所定の補助金交付申請取下げ届出書を区長に提出させるものとする。

（補助金の交付請求等）

第9条 区長は、第7条第2項の規定による交付の決定をしたときは、同項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助団体」という。）にせたがや若者ファンディング補助金交付請求書（第4号様式。次項において「請求書」という。）を提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、当該請求書に係る補助金を支払うものとする。
- 3 前項の規定による補助金の支払いは、世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号。以下「会計規則」という。）第86条第1項に定める概算払いによるものとする。

（補助事業の変更等の承認）

第10条 区長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめせたがや若者ファンディング補助金変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により申請させ、区長の承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨をせたがや若者ファンディング補助金変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、申請をした補助団体に通知するものとする。

（事故報告）

第11条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助団体にその状況をせたがや若者ファンディング補助金補助事業事故報告書（第7号様

式)により速やかに報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助団体に対して書面により適切な指示をしなければならない。

(遂行命令等)

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助団体が提出する報告書等により補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助団体に対してせたがや若者ファンディング補助金補助事業遂行命令通知書（第8号様式）により補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 区長は、補助団体が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助団体に対してせたがや若者ファンディング補助金補助事業停止命令通知書（第9号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

(実績及び精算の報告)

第13条 区長は、補助事業が完了したとき（第10条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助団体に関係書類を添えたせたがや若者ファンディング補助金補助事業実績報告書兼精算書（第10号様式。以下「実績報告書」という。）を速やかに提出させ実績及び精算の報告をさせなければならない。

- 2 区長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定による実績報告書の審査及び調査により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、補助団体に対してせたがや若者ファンディング補助金精算額通知書（第11号様式）により補助金の精算額を通知するものとする。

- 4 区長は、第1項の規定による精算の結果、補助金に残額が生じたときは、当該残金を会計規則第26条に定める納付書により区長が指定する期限までに返納させなければならない。

(是正のための処置)

第14条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助団体に対してせたがや若者ファンディング補助金補助事業是正命令通知書（第12号様式）により、当該補助事業につき補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための処置をとるべきことを命じるも

のとする。

- 2 区長は、前項の規定による命令により補助団体が必要な処置をした場合は、当該補助団体にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第6条の規定による交付申請の内容を下回るとき。
 - (4) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
 - (5) 補助事業に関し、他の補助金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。
 - 3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、所定のせたがや若者ファンディング補助金交付決定取消通知書（第13号様式。以下「取消通知書」という。）により、補助団体に速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助団体に対して、取消通知書により期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 前項の規定は、区長が第10条第2項の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第15条第1項第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助団体にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一

部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助団体がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
(違約加算金の計算)

第18条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 第17条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第20条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助団体が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(書類の保存)

第21条 区長は、補助団体に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。